



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 木 村 典 之
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 長 鈴 木 文 利
(TEL. 03-5604-7709)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）および監査役（非常勤監査役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションによる報酬としての新株予約権を割り当てることへの承認を求める議案を、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 90 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションによる報酬として新株予約権を割り当てる目的
取締役（社外取締役を除く）および監査役（非常勤監査役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。
2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 1, 000 株とする。
ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を行う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。
 - (2) 新株予約権の総数
取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 600 個および監査役（非常勤

監査役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数140個(うち社外監査役分は105個)を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として割当日の翌日から3年を経過する日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以 上